

千葉市中小企業者採用活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、エネルギー価格を始めとする物価高騰が続く中、中小企業者が行う従業員の採用活動を支援することで、事業継続に必要な労働力の確保による経営基盤の安定化を図るため、求人サービス等の利用に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則(昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、当該中小企業者に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者及び同項で規定する各業種における資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数以下の法人格を持つその他の法人、団体等をいう。
- (2) 人材紹介会社 次のア及びイのいずれにも該当する事業者をいう。
 - ア 職業安定法(昭和22年法律第141号)第30条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣の許可を得た有料職業紹介事業者であること。
 - イ 厚生労働省の特設サイト「人材サービス総合サイト」の「職業紹介事業」に掲載されている有料職業紹介事業者であること。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、中小企業者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市が主催する「求人サービス活用セミナー」の受講又は同セミナーのアーカイブ配信を視聴する予定の(又はした)者であること。
- (2) 法人にあっては、市内に本店登記があること。
- (3) 個人事業主にあっては、市内に主たる事業所を有し、当該事業所において事業を行っていること。
- (4) 市内で1年以上事業を営んでおり、引き続き継続する意思があること。
- (5) 市税の滞納がないこと。
- (6) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
- (8) 千葉市暴力団排除条例(平成24年千葉市条例第36号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (10) その他市長が適切でないと認めるものでないこと。

2 市長は、市が主催する「求人サービス活用セミナー」の受講又は同セミナーのアーカイブ配信の視聴を勧奨することとする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和7年10月31日から令和8年3月31日までの間において、人材紹介会社が主催する新たに人材を雇用するための人材の採用に係る事業のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 就職情報媒体への求人情報の掲載又は合同企業説明会への出展
- (2) 成功報酬型の人材採用又は短時間・単発の雇用契約を仲介する民間サービスの利用による人材採用

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業については、補助対象事業から除外するものとする。

- (1) 補助事業者が自ら又は共同で主催する説明会等
- (2) 広く一般に公開されていない説明会等
- (3) その他市長が不相当と認める説明会等

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費のうち、市長が必要かつ相当と認めるものとする。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額は、補助対象経費から除外するものとする。

- (1) 前条第1項第1号に規定する事業 求人広告費又は採用を目的とした説明会等への出展料（出展料においては、装飾、配布物等にかかる経費は除く。）
- (2) 前条第1項第2号に規定する事業 成功報酬型の人材採用に係る経費又は短時間・単発の雇用契約を仲介する民間サービスを利用した際に支払う手数料

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額の2分の1とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を限度として、予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 前条第1号に掲げる経費 20万円
- (2) 前条第2号に掲げる経費 50万円
- (3) 前条第1号及び第2号に掲げる経費の合算額 50万円

2 補助金の交付は、補助事業者につき、1回限りとする。

3 第1項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千葉市中小企業者採用活動支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 実施事業詳細情報（別紙）
- (2) 誓約書（様式第1号の2）
- (3) 商業・法人登記に関する履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの。個人事業主にあ

- つては、個人事業の開業・廃止等届出書等、代表者、屋号、事業所所在地等が分かる資料)
- (4) 補助対象経費の詳細及び金額が確認できる書類
 - (5) 申請者の従業員数が確認できる資料（資本金が中小企業者の範囲を超えている場合若しくは中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外の法人、団体等で同項で規定する各業種における資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数以下の法人格を持つその他の法人、団体等の場合のみ。）
 - (6) 市町村税・特別区税又は千葉市税に滞納がないことを証明する書類
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市内に事業所を有する申請者（個人事業主のうち、千葉市の住民基本台帳に記録されていない者を除く。）は、市が保有する税情報の利用に同意する場合、提出書類のうち市町村税・特別区税又は千葉市税に滞納がないことを証明する書類の提出を省略することができる。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、千葉市中小企業者採用活動支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めるときは、千葉市中小企業者採用活動支援補助金不交付決定通知書（様式第2号の2）により、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 市長が、補助金の交付決定をする場合において付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業等の内容、経費の配分又は事業計画等の変更をする場合においては、あらかじめ市長に申請すること。ただし、補助金の使途又は事業計画の根幹となる部分に影響を及ぼさないと認められる変更であり、かつ、補助金の増額以外の変更であって、補助対象経費の総額の20%に満たない経費の配分の変更については、この限りでない。
- (2) 補助対象事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（補助金の変更交付申請等）

第10条 補助事業者は、前条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、あらかじめ千葉市中小企業者採用活動支援補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更（中止・廃止）に伴う関係書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による補助対象事業の変更、中止又は廃止承認の申請書の提出を受けたときは、当該申請の内容を審査し、承認する場合は千葉市中小企業者採用活動支援補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第11条 申請者は、第7条第1項の補助金の交付申請の取下げを行う場合は、千葉市中小企業者採用活動支援補助金交付申請取下書(様式第5号)に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 取下げに伴う関係書類
- (2) その他市長が必要と認める書類
(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了した場合は、令和8年3月31日までに、千葉市中小企業者採用活動支援補助金実績報告書(様式第6号)に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施事業詳細(別紙)
- (2) 補助対象経費の支払が確認できる書類(領収書の写し等)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付額を確定し、千葉市中小企業者採用活動支援補助金交付額確定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、確定額が交付決定額と異なる場合は、交付決定を行った金額の範囲内で確定することができる。この場合、変更内容を千葉市中小企業者採用活動支援補助金交付額確定通知書に記載し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 補助事業者は、規則第16条第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、千葉市中小企業者採用活動支援補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(報告)

第15条 補助事業者は、補助対象経費を支払った事業者から返戻金が生じ、又は生じる見込みがある場合には、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

2 前項に規定するほか、補助事業者のうち、第4条第1項第2号に規定する成功報酬型の人材採用を行うものについては、第12条の規定により実績報告書を提出した日から6か月経過後に、市長が指定する方法により定着状況を報告しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による報告を受けた場合は、補助事業者に対し、期限を定めてその全部又は一部の返還を求めるものとする。

(同種の補助金等との関係)

第16条 第3条の規定にかかわらず、補助対象事業について、千葉市又は他の公的機関等が実施する、この要綱に規定する補助金と同種の補助金等を受けている者は、この要綱に規定する補助金の交付を受けることができない。

(交付決定の取消通知)

第17条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市中小企業者採用活動支援補助金交付決定取消通知書(様式第9号)によるものとする。

(返還命令)

第18条 規則第18条第1項、第2項又は第15条第3項の規定による返還命令は、千葉市中小企業者採用活動支援補助金返還命令書(様式第10号)によるものとする。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和7年10月31日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
- 2 この要綱に基づき交付された補助金を受けた者に係る第15条、第17条及び第18条の規定は、この要綱の失効後も、なお効力を有する。

附則

- 1 この要綱は、令和8年2月27日から施行し、改正後の第12条の規定及び様式第6号については、令和8年2月1日以降に提出された実績報告に適用する。
- 2 この要綱の改正前の規定に基づいて提出された実績報告については、改正後の要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

様式第 1 号

年 月 日

千葉市中小企業者採用活動支援補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

申 請 者

所 在 地 (※1)

氏名又は法人名

及び代表者職氏名 (※2)

(※1) 個人事業主の場合、事業所所在地、事業主住所地の両方を記入してください。

(※2) 法人の場合は記名押印(代表者印)してください。

法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

(連絡先電話番号) (担当)

(連絡先メールアドレス)

千葉市中小企業者採用活動支援補助金の交付を受けたいので、千葉市中小企業者採用活動支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

補助対象経費の合計額※	円
補助金交付申請額※ (補助対象経費の合計額の 1/2 (千円未満の端数は切捨て) 又は上限額のいずれか低い額)	円

※消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。

実施事業 (該当するものにチェックを入れてください。)	<input type="checkbox"/> ①就職情報媒体への求人情報の掲載事業又は合同企業説明会への出展事業	
	取組内容	求人誌等の紙媒体への広告掲載 就職情報サイトへの求人広告掲載 合同企業説明会への出展
	<input type="checkbox"/> ②人材紹介サービスを利用した雇用事業	
	取組内容	成功報酬型人材紹介サービスの利用 短時間・単発の雇用契約を仲介する民間サービスの利用
採用人数 (①、②の利用により採用を予定する人数)	正社員	人
	パート・アルバイト	人

税情報利用の同意欄 ※ <input type="checkbox"/> にチェックをしてください。	<input type="checkbox"/> 申請に当たり、千葉市が当団体(個人事業主の場合、事業主本人)の市税に関する課税・納税情報を調査することに同意します。
---	---

<添付書類の確認>

- ・実施事業詳細情報（別紙）
- ・誓約書（様式第1号の2）
- ・商業・法人登記に関する履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの。個人事業主にあつては、個人事業の開業・廃止等届出書等、代表者、屋号、事業所所在地等が分かる資料）
- ・補助対象経費の詳細及び金額が確認できる書類
- ・申請者の従業員数が確認できる資料（資本金が中小企業者の範囲を超えている場合若しくは中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外の法人、団体等で同項で規定する各業種における資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数以下の法人格を持つその他の法人、団体等の場合のみ。）
- ・市町村税・特別区税又は千葉市税に滞納がないことを証明する書類
（税情報利用に同意した場合は不要。ただし、個人事業主のうち、千葉市の住民基本台帳に記録されていない者を除く。）

(別紙) 実施事業詳細情報

※金額については消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。

1 求人誌等の紙媒体への広告掲載

(1件目) 掲載情報誌等名及び運営企業名		金 額	円	
【名称】		採用人数	【正社員】	人
【企業名】			【パート・アルバイト】	人

(2件目) 掲載情報誌等名及び運営企業名		金 額	円	
【名称】		採用人数	【正社員】	人
【企業名】			【パート・アルバイト】	人

2 就職情報サイトへの求人広告掲載

(1件目) 掲載サイト名及び運営企業名		金 額	円	
【名称】		採用人数	【正社員】	人
【企業名】			【パート・アルバイト】	人

(2件目) 掲載サイト名及び運営企業名		金 額	円	
【名称】		採用人数	【正社員】	人
【企業名】			【パート・アルバイト】	人

3 合同企業説明会への出展

(1件目) 合同企業説明会名称及び主催企業名		金 額	円	
【名称】		採用人数	【正社員】	人
【企業名】			【パート・アルバイト】	人

(2件目) 合同企業説明会名称及び主催企業名		金 額	円	
【名称】		採用人数	【正社員】	人
【企業名】			【パート・アルバイト】	人

4 成功報酬型人材紹介サービスの利用

(1件目) 職業紹介サイト名及び運営企業名		金 額	円	
【名称】		採用人数	【正社員】	人
【企業名】			【パート・アルバイト】	人

(2件目) 職業紹介サイト名及び運営企業名		金 額	円	
【名称】		採用人数	【正社員】	人
【企業名】			【パート・アルバイト】	人

(別紙) 裏面

※金額については消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。

5 短時間・単発の雇用契約を仲介する民間サービスの利用

(1件目) 職業紹介サイト名及び運営企業名		金 額	円	
【名称】		採用人数	【正社員】	人
【企業名】			【パート・アルバイト】	人

(2件目) 職業紹介サイト名及び運営企業名		金 額	円	
【名称】		採用人数	【正社員】	人
【企業名】			【パート・アルバイト】	人

6 その他、上記で不足する場合 (以下をご活用ください)

(1件目) 名称及び企業名		金 額	円	
【名称】		採用人数	【正社員】	人
【企業名】			【パート・アルバイト】	人

(2件目) 名称及び企業名		金 額	円	
【名称】		採用人数	【正社員】	人
【企業名】			【パート・アルバイト】	人

(3件目) 名称及び企業名		金 額	円	
【名称】		採用人数	【正社員】	人
【企業名】			【パート・アルバイト】	人

(4件目) 名称及び企業名		金 額	円	
【名称】		採用人数	【正社員】	人
【企業名】			【パート・アルバイト】	人

年 月 日

誓 約 書

(あて先) 千葉市長

誓 約 者

所 在 地 (※1)

氏名又は法人名

及び代表者職氏名 (※2)

(※1) 個人事業主の場合、事業所所在地、事業主住所地の両方を記入してください。

(※2) 法人の場合は記名押印(代表者印)してください。

法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

私は、千葉市中小企業者採用活動支援補助金の申請に当たり、次の内容について、誓約します。

- 補助金の交付を受けた後も、引き続き市内において事業を継続する意思があります。
- 本補助金の補助対象事業の実施に際し、他の公的機関及び千葉市中小企業者採用活動支援補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に規定する補助金と同種の補助制度の活用はしていません。
- 要綱第3条に規定する補助事業者の要件に該当する中小企業者です。
また、市が必要とした場合は、交付申請にかかわる個人情報について、庁内関係課及び千葉県警察本部等の他の官公庁へ提供することについて意義ありません。
- 要綱第4条第1項第2号に規定する補助対象事業を通じて補助対象経費を支払った事業者から返戻金が生じた場合は、速やかに報告をするとともに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還します。
- 申請時に提出する書類の内容は、事実と相違ありません。
- 要綱第4条第1項第2号に規定する成功報酬型の人材採用を行う場合、要綱第12条の規定により実績報告書を提出した日から6か月経過後に、市長が指定する方法により定着状況を報告します。
- 市が主催する求人サービス活用セミナーを受講しました(又は受講する予定です)。受講できない場合は、同セミナーのアーカイブ配信を視聴します。

所在地
氏名又は法人名
及び代表者職氏名 様

千葉市中小企業者採用活動支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった千葉市中小企業者採用活動支援補助金の交付について、次のとおり決定したので、千葉県補助金等交付規則第4条及び第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



実施事業	<input type="checkbox"/> ①就職情報媒体への求人情報の掲載事業又は合同企業説明会への出展事業
	<input type="checkbox"/> ②人材紹介サービスを利用した雇用事業
交付申請額	円
補助金の交付決定額	円
その他	
交付の条件	<p>1 補助対象事業等の内容、経費の配分又は事業計画等の変更をする場合においては、あらかじめ市長に申請すること。ただし、補助金の使途又は事業計画の根幹となる部分に影響を及ぼさないと認められる変更であり、かつ、補助金の増額以外の変更であって、補助対象経費の総額の20%に満たない経費の配分の変更については、この限りでない。</p> <p>2 補助対象事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。</p> <p>3 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。</p> <p>4 その他市長が必要と認める事項</p>

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市指令経雇第 号

所在地
氏名又は法人名
及び代表者職氏名 様

千葉市中小企業者採用活動支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市中小企業者採用活動支援補助金について、次のとおり交付しないことを決定したので、千葉市補助金等交付規則第4条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



交付申請額	円
不交付の理由	
その他	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉市中小企業者採用活動支援補助金変更（中止・廃止）承認申請書

（あて先）千葉市長

補助事業者

所 在 地 (※1)

氏名又は法人名

及び代表者職氏名 (※2)

(※1) 個人事業主の場合、事業所所在地、事業主住所地の両方を記入してください。

(※2) 法人の場合は記名押印（代表者印）してください。

法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

(連絡先電話番号)

(担当)

(連絡先メールアドレス)

年 月 日付け千葉市指令経雇第 号により交付決定のあった千葉市中小企業者採用活動支援補助金の申請について、千葉市中小企業者採用活動支援補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり内容の変更（中止・廃止）を申請します。

補助事業の内容等	変更前	
	変更後	
変更（中止・廃止）の理由		
変更（中止・廃止）事由発生日		年 月 日
添付書類	1 変更（中止・廃止）に伴う関係書類 2 その他市長が必要と認める書類	

所在地
氏名又は法人名
及び代表者職氏名 様

千葉市中小企業者採用活動支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市中小企業者採用活動支援補助金の変更（中止・廃止）承認申請について、次のとおり承認したので、千葉市中小企業者採用活動支援補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



	変更前	変更後
補助事業の内容等		
補助金交付決定額等	交付決定額： 円 (総事業費： 円)	交付決定額： 円 (総事業費： 円)
補助金交付予定時期	年 月 日	
交付の条件	1 補助対象事業等の内容、経費の配分又は事業計画等の変更をする場合においては、あらかじめ市長に申請すること。ただし、補助金の用途又は事業計画の根幹となる部分に影響を及ぼさないと認められる変更であり、かつ、補助金の増額以外の変更であって、補助対象経費の総額の20%に満たない経費の配分の変更については、この限りでない。 2 補助対象事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 3 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。 4 その他市長が必要と認める事項	
備考	(変更前の交付決定通知) 年 月 日付け千葉市指令第 号	

(審査請求等について)

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉市中小企業者採用活動支援補助金交付申請取下書

(あて先) 千葉市長

申 請 者

所 在 地 (※1)

氏名又は法人名

及び代表者職氏名 (※2)

(※1) 個人事業主の場合、事業所所在地、事業主住所地の両方を記入してください。

(※2) 法人の場合は記名押印 (代表者印) してください。

法人以外でも本人 (代表者) が手書きしない場合は、記名押印してください。

(連絡先電話番号) (担当)

(連絡先メールアドレス)

年 月 日付けで提出した千葉市中小企業者採用活動支援補助金交付申請書を次のとおり取り下げたく、千葉市中小企業者採用活動支援補助金交付要綱第 11 条の規定により、関係書類を添えて届け出します。

1 交付申請取下げの理由

2 添付書類

(1) 取下げに伴う関係書類

(2) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

千葉市中小企業者採用活動支援補助金実績報告書

(あて先) 千葉市長

補助事業者

所在地 (※1)

氏名又は法人名

及び代表者職氏名 (※2)

(※1) 個人事業主の場合、事業所所在地、事業主住所地の両方を記入してください。

(※2) 法人の場合は記名押印(代表者印)してください。

法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

(連絡先電話番号)

(担当)

(連絡先メールアドレス)

年 月 日付け千葉市指令経雇 号で交付決定のあった千葉市中小企業者採用活動支援補助金の実績について、千葉市中小企業者採用活動支援補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり報告します。

補助対象経費の合計額※	円
補助金交付申請額※ (補助対象経費の合計額の1/2(千円未満の端数は切捨て)又は上限額のいずれか低い額)	円

※消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。

実施事業 (該当するものにチェックを入れてください。)	<input type="checkbox"/> ①就職情報媒体への求人情報の掲載事業又は合同企業説明会への出展事業	
	取組内容	求人誌等の紙媒体への広告掲載 就職情報サイトへの求人広告掲載 合同企業説明会への出展
	<input type="checkbox"/> ②人材紹介サービスを利用した雇用事業	
	取組内容	成功報酬型人材紹介サービスの利用 短時間・単発の雇用契約を仲介する民間サービスの利用
採用人数(①、②の利用により採用した人数)	正社員	人
	パート・アルバイト	人
<input type="checkbox"/> 市が主催するセミナーを受講しました。 <input type="checkbox"/> 市が主催するセミナーのアーカイブ配信を視聴しました。 (※受講又は視聴した場合、チェックを入れてください。)		
事業実施の成果	(本事業実施による成果を記載してください。)	

<添付書類の確認>

- ・実施事業詳細(別紙)
- ・補助対象経費の支払が確認できる書類(領収書の写し等)

(別紙) 実施事業詳細

※金額については消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。

1 求人誌等の紙媒体への広告掲載

(1件目) 掲載情報誌等名及び運営企業名		成果	正社員	パート・アルバイト
【名称】		問い合わせ・エントリー等	人	人
【企業名】		面接実施	人	人
【金額】	円	採用	人	人

(2件目) 掲載情報誌等名及び運営企業名		成果	正社員	パート・アルバイト
【名称】		問い合わせ・エントリー等	人	人
【企業名】		面接実施	人	人
【金額】	円	採用	人	人

2 就職情報サイトへの求人広告掲載

(1件目) 掲載サイト名及び運営企業名		成果	正社員	パート・アルバイト
【名称】		問い合わせ・エントリー等	人	人
【企業名】		面接実施	人	人
【金額】	円	採用	人	人

(2件目) 掲載サイト名及び運営企業名		成果	正社員	パート・アルバイト
【名称】		問い合わせ・エントリー等	人	人
【企業名】		面接実施	人	人
【金額】	円	採用	人	人

3 合同企業説明会への出展

(1件目) 合同企業説明会名称及び主催企業名		成果	正社員	パート・アルバイト
【名称】		問い合わせ・エントリー等	人	人
【企業名】		面接実施	人	人
【金額】	円	採用	人	人

(2件目) 合同企業説明会名称及び主催企業名		成果	正社員	パート・アルバイト
【名称】		問い合わせ・エントリー等	人	人
【企業名】		面接実施	人	人
【金額】	円	採用	人	人

(別紙) 裏面

※金額については消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。

4 成功報酬型人材紹介サービスの利用

(1件目) 職業紹介サイト名及び運営企業名		金 額	円	
【名称】		採用人数	【正社員】	人
【企業名】			【パート・アルバイト】	人

(2件目) 職業紹介サイト名及び運営企業名		金 額	円	
【名称】		採用人数	【正社員】	人
【企業名】			【パート・アルバイト】	人

5 短時間・単発の雇用契約を仲介する民間サービスの利用

(1件目) 職業紹介サイト名及び運営企業名		金 額	円	
【名称】		採用人数	【正社員】	人
【企業名】			【パート・アルバイト】	人

(2件目) 職業紹介サイト名及び運営企業名		金 額	円	
【名称】		採用人数	【正社員】	人
【企業名】			【パート・アルバイト】	人

6 その他、上記で不足する場合 (以下をご活用ください)

(1件目) 名称及び企業名		金 額	円	
【名称】		採用人数	【正社員】	人
【企業名】			【パート・アルバイト】	人

(2件目) 名称及び企業名		金 額	円	
【名称】		採用人数	【正社員】	人
【企業名】			【パート・アルバイト】	人

(3件目) 名称及び企業名		金 額	円	
【名称】		採用人数	【正社員】	人
【企業名】			【パート・アルバイト】	人

(4件目) 名称及び企業名		金 額	円	
【名称】		採用人数	【正社員】	人
【企業名】			【パート・アルバイト】	人

所 在 地
氏名又は法人名
及び代表者職氏名 様

千葉市中小企業者採用活動支援補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった千葉市中小企業者採用活動支援補助金実績報告書により、補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
補助事業の経費精算額	円
補助金の確定額	円
備 考	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉市中小企業者採用活動支援補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

補助事業者

所在地 (※1)

氏名又は法人名

及び代表者職氏名 (※2)

(※1) 個人事業主の場合、事業所所在地、事業主住所地の両方を記入してください。

(※2) 法人の場合は記名押印(代表者印)してください。

法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

(連絡先電話番号)

(担当)

(連絡先メールアドレス)

年 月 日付け千葉市達経雇第 号千葉市中小企業者採用活動支援補助金交付額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義(フリガナ)
銀行	普通 当座		
信用金庫			
本・支店			

3 添付資料 振込先口座番号情報が分かる資料(通帳のコピー等)

千葉市達経雇第 号

所在地
氏名又は法人名
及び代表者職氏名 様

千葉市中小企業者採用活動支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令経雇第 号により通知した千葉市中小企業者採用活動支援補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
取消額	円
取消後の交付決定額	円
取消の理由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

所在地
氏名又は法人名
及び代表者職氏名 様

千葉市中小企業者採用活動支援補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条 第1項
第2項
千葉市中小企業者採用活動支援補助金交付要綱第15条第3項

の規定により、次のとおり返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日 交付 円
補助金の確定額	円
返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	市長の発行する納入通知書による。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。